

総行福第 153 号
令和 5 年 5 月 19 日

各都道府県総務部長 殿
(市町村担当課扱い)

総務省自治行政局公務員部福利課長
(公 印 省 略)

オンライン資格確認等システムにおける
正確な資格情報等の登録について

オンライン資格確認における医療保険者等向け中間サーバー等への個人番号の登録については、「オンライン資格確認等システムにおける迅速かつ正確な資格情報等の取扱いについて（依頼）」（令和 5 年 4 月 19 日付け総行福第 143 号）などにより、これまでも適切に対応いただくよう通知しているところですが、保険者から異なる個人番号が登録された事例のうち、薬剤情報・医療費通知情報が閲覧された事例が発生し、公表されているところです。

オンライン資格確認に関しては、保険者において被保険者の正確な資格情報等を登録することが必要不可欠です。

上記のような事案の発生を防止するため、地方公務員共済組合についても、適切に対応するよう貴都道府県内の市町村職員共済組合及び都市職員共済組合（以下「共済組合」という。）に下記について通知の上、これまで通知した取扱いについて、改めて徹底していただくようよろしく御指導願います。

記

- 1 医療保険者等向け中間サーバー等への個人番号登録に当たっては、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）への照会（以下「J-LIS照会」という。）により個人番号を取得する場合には、J-LIS照会を用いる 5 情報と組合員資格取得届書及び被扶養者申告書に記載された 5 情報との突合を徹底すること。
- 2 J-LIS照会を用いた 5 情報と照会結果の 5 情報が一致していることの確認を徹底し、5 情報が一致しない場合には個人番号を取得せず、本人への確認などを通じて正確な個人番号を取得すること。

以上

総務省自治行政局公務員部福利課企画係
担当：小畑、増山
電話：03-5253-5557（直通）